

令和 7 年 4 月 23 日

杉戸町小規模契約希望者登録名簿の適用基準の拡大について

急激な物価高騰等による近年の社会情勢を踏まえ、令和7年4月1日付で地方自治法施行令が改正されたことにより、随意契約の適用基準額が引き上げられました。

これに伴い、小規模契約希望者登録名簿の適用基準を引き上げました(拡大しました)ので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 適用基準

契約の種類	適用金額(改正前)	適用金額(改正後)
随意契約	50 万円未満	100 万円未満

2 適用日

令和7年5月1日

3 留意事項

この登録制度は、杉戸町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入等の契約のうち、競争入札参加資格審査申請(指名参加願)のない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約(契約金額 100 万円未満)」を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

この登録申請をした方は、杉戸町小規模契約希望者登録名簿に登載され、町が発注する小規模契約における見積徴取の対象となりますが、契約を約束するものではありませんので、予めご了承ください。

管財契約課 契約審査担当
0480-33-1111(内線273)